

報告事項No. 8

訴えの提起について

次のとおり、本市が行った学校給食費の支払に係る支払督促の申立てについて、民事訴訟法第395条の規定により訴えの提起があったものとみなされることとなったため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

1 当事者 原告 川崎市

被告 * * * *

2 請求の要旨

被告は、川崎市立学校において学校給食を受ける者の保護者であり、負担すべき学校給食費を長期間滞納し、本市の再三にわたる催告にもかかわらず、これに応じなかった。

そこで、本市は、被告に対し、夫婦で連帯して、滞納している学校給食費（以下「本件学校給食費」という。）を支払う旨を求める支払督促の申立てを行ったところ、被告から督促異議の申立てがなされた。

これにより、本市が支払督促の申立てにより行った本件学校給食費の支払に係る請求については、民事訴訟法第395条の規定により訴えの提起があったものとみなされるところ、本市は、被告に対し、引き続き訴訟において本件学校給食費の支払を請求したい。

3 管轄裁判所 川崎簡易裁判所

4 本件に関する取扱い

判決の結果、必要がある場合は、上訴する。

参考資料

事 件 の 概 要

- 1 被告は、本市が実施する学校給食を受ける者の保護者であるが、これまで多額の学校給食費を滞納し、本市の再三にわたる催告にもかかわらず学校給食費を納付しなかった。
- 2 そこで、本市は、令和7年11月7日付けで被告に、滞納している学校給食費429,220円（以下「本件学校給食費」という。）の支払に係る法的措置実施予告書を送付し、同月20日までに滞納額を完納しない場合は、川崎簡易裁判所書記官に支払督促の申立てを行う旨を通知したが、期限までに納付がなされなかった。
- 3 令和7年12月16日、本市は、川崎簡易裁判所書記官に、本件学校給食費の支払に係る支払督促の申立てを行った。
- 4 令和8年1月5日、被告から督促異議の申立てがなされたことから、本市が支払督促の申立てにより行った本件学校給食費の支払に係る請求については、民事訴訟法第395条の規定により訴えの提起があったものとみなされるところ、引き続き訴訟において本件学校給食費の支払を請求するものである。